

焼津市からのお知らせ

道路上に設置した

乗り入れ（段差解消）鉄板・ブロック等の

撤去をお願いします。

敷地と道路との段差を解消するために、乗り入れ鉄板やブロックなどを道路上に設置することは、歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる可能性があり、大変危険です。全ての方が安全・安心に通行できるよう、道路上の乗り入れ鉄板等の撤去をお願いします。

また、乗り入れ鉄板やブロックを道路に設置することは、道路法違反となり、乗り入れ鉄板やブロックが原因となる事故が発生した場合には、設置者が損害賠償責任を問われる可能性があります。

なお、敷地への出入りのために歩道の切り下げ（段差解消）が必要な場合は、市の許可を受け、工事を行うことができます（費用は自己負担となります）。

申請の手続きやご相談については、下記担当までお問い合わせ下さい。



(問い合わせ先)

担 当 焼津市 建設部 土木管理課管理担当

電 話 054-626-2171